

令和6年度鞍手町議会第2回定例会会議録（第4号）						
招集場所	鞍手町役場議事堂					
開閉会 日時及び宣告	開 会 開 議				議 長	
	令和6年3月21日 午後1時00分				的野信之	
	閉 会 開 議				議 長	
	令和6年3月21日 午後1時51分				的野信之	
出席及び 欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	許斐英幸	出	11	栗田美和	出
	2	田中二三輝	出	12	西藤典子	出
	3	星正彦	出	13	篠原哲哉	出
	4	宇田川亮	出			
	5	野口美恵子	出			
	出席 13人	6	新谷留晴	出		
	欠席 0人	7	的野信之	出		
	欠員 0人	8	石井大輔	出		
		9	許斐潤一郎	出		
	10	有働徳仁	出			
会議録署名議員	12	西藤典子		13	篠原哲哉	

職務出席	議会事務局長	広瀬真一	出	議会事務局次長	加藤優	出
	町長	岡崎邦博	出	副町長	浅野彩	出
	教育長	外園哲也	出	会計課長	武谷朋視	出
	総務課長	高橋奈美江	出	都市整備課長	西生卓矢	出
	福祉人権課長	田鶴原竜二	出	まちづくり課長	柴田隆臣	出
	税務保険課長	石田克	出	産業振興課長兼農業委員会事務局長	梶栗恭輔	出
	管財課長	石田正樹	出	上下水道課長	神谷徹	出
	健康子ども課長	沼野葉子	出	教育課長	森永健一	出
	住民環境課長	大村俊夫	出			
地方自治法 第121条 により説明 出席者の 職氏名						
議事日程	別紙のとおり					
付議事件	別紙のとおり					
会議経過	別紙のとおり					

令和6年 第2回 鞍手町議会定例会 議事日程

3月21日 午後1時開議

第4号

- 日程第1 議案第7号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(民生産業委員長報告)
- 日程第2 議案第10号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第3 議案第11号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第4 議案第12号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)
(民生産業委員長報告)
- 日程第5 議案第2号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第6 議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第7 議案第4号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第8 議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第9 議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第10 議案第8号 鞍手町水道事業給水条例等の一部を改正する条例
(総務文教委員長報告)
- 日程第11 議案第9号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)
(総務文教委員長報告)
- 日程第12 議案第22号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約の締結
(総務文教委員長報告)
- 日程第13 議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第14 議案第14号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第15 議案第15号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第16 議案第16号 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第17 議案第17号 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)

- 日程第18 議案第18号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算
(民生産業委員長報告)
- 日程第19 議案第19号 令和6年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第20 議案第20号 令和6年度鞍手町水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第21 議案第21号 令和6年度鞍手町下水道事業会計予算
(総務文教委員長報告)
- 日程第22 議案第23号 副町長の選任
- 日程第23 閉会中の継続事件

令和6年3月21日 3月定例会閉会。

1 出席議員は次のとおりである（13名）

1番 許斐英幸	2番 田中二三輝	3番 星正彦
4番 宇田川亮	5番 野口美恵子	6番 新谷留晴
7番 的野信之	8番 石井大輔	9番 許斐潤一郎
10番 有働徳仁	11番 栗田美和	12番 西藤典子
13番 篠原哲哉		

2 欠席議員は次のとおりである

なし

~~~~~○~~~~~

—— 開議 13時00分 ——

○議長（的野信之君）

これから本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程は、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりです。

日程第1 議案第7号から日程第4 議案第12号までの4件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

（13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める）

○13番（篠原哲哉君）

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第7号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第10号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第11号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第12号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算（第1号）

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第7号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第10号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第7号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第10号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第11号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第12号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第7号 鞍手町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可

決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第7号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第10号 令和5年度鞍手町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第11号 令和5年度鞍手町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第11号は委員長報告のとおり可決されました。

次に議案第12号 令和5年度鞍手町住宅新築資金等特別会計補正予算(第1号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第12号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5 議案第2号から日程第11 議案第9号までの7件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していただきましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求め)

## ○6番(新谷留晴君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第2号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例

議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第4号 鞍手町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 鞍手町水道事業給水条例等の一部を改正する条例

議案第9号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算（第8号）

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

次に、

議案第22号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約の  
締結

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を同意すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

### ○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第2号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第3号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第4号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第5号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第6号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第8号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第9号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第22号について、質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第2号について、討論はありませんか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

この議案が出ました時に、鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例ということですね。おおいに私は期待したのでございました。しかしながら、一般質問で申しましたけれども、非正規の現在の町の職員の方については、期末手当と勤勉手当だけが追加されただけで、ほかのことは改善されていないということが分かって、かなり質問はしたんですけれども、一定の最低限の前進はしたので賛成したいと思うんですけど。私は従来、その仕事に長年従事してきた非正規公務員の方が希望なされた場合には、正規公務員への採用の道が開かれるべきではないかと考えておりました。ところが聞いておりますとそれが出来ないということでございまして、一般質問の中で明らかになりましたけれども、現在、正規の職員の方が、男女ほぼ近いんですけど女性の方が少ないところが非正規の場合は23年度でありますと、男性が19%に対して、女性が81%ということでございました。結局これは、鞍手町の女性職員の方の給与が非常に低い、男性の賃金に比べても非常に低いということの意味しておりますね。このことが私は将来の年金にも関わってくると、そういうことで非常に将来に対しても不安を覚えています。何とかして、非正規職員の方はなるべく少なくして、パートタイムの方はなるべく少なくして、そしてフルタイムの、非正規でもフルタイムの方を増やしていただきたいと思うわけでありますが、財政上からいろいろ、なかなか難しい問題があると思いますけれども、将来についての改善への今回の是正は、千里の道も一歩の是正として賛成したいと思います。どうか将来に渡りましては、女性職員の方の賃金が10万円以上も低いというような状況が解消されますこと期待しております。以上でございます。

○議長(的野信之君)

西藤議員、今のは賛成討論ですか、反対討論ですか。

(12番 西藤典子君、挙手して発言を求める)

○12番(西藤典子君)

賛成討論です。将来の是正を大いに期待して、千里の道も一歩として賛成いたします。

○議長(的野信之君)

ほかに討論ありませんか。

(「なし」声あり)

これで討論を終わります。

次に議案第3号について、討論はありませんか。



(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります  
次に議案第4号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります  
次に議案第5号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります  
次に議案第6号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります  
次に議案第8号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります  
次に議案第9号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります  
次に議案第22号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります

これから採決を行います。議案第2号 鞍手町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の全部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第2号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号 鞍手町附属機関設置条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第3号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 鞍手町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本

案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第4号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 鞍手町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第5号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 鞍手町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第6号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 鞍手町水道事業給水条例等の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和5年度鞍手町一般会計補正予算(第8号)を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第9号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 公民館大規模改修事業 鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約の締結を採決します。本案に対する委員長の報告は同意であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり同意されました。

次に進みます。日程第12 議案第13号を議題とします。本案は予算特別委員会に付託していただきましたので予算特別委員長の審査報告を求めます。

(1番 許斐英幸君、挙手して発言を求める)

## ○1番(許斐英幸君)

議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべき

ものと決定しましたので、会議規則第76条の規定により報告します。

なお、次のとおり附帯意見を付すこととします。

附帯意見

【現在、「統合小学校」については、令和10年4月開校を見据え計画が進んでいる。しかしながら、本予算案に継続費として計上されている「小学校統合整備事業」に関し、その事業費は予想を超える高額な予算となっている。予算削減の努力はされていると思うが、建設資材の更なる高騰が推測される中、「統合小学校」は真に教育施設としての機能を持たせることにとどめ、予算特別委員会で多くの委員が指摘したZEBReadyの機能を除外し、予算削減につながる既存の建築技術で可能な環境にやさしい校舎とすること。また、計画全体の更なる予算削減の努力を強く求める。】  
ということでございます。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める）

○4番（宇田川亮君）

議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算に対し、日本共産党を代表して反対討論を行います。岸田政権の新年度予算は、「暮らし破壊・大企業優先・大軍拡」の予算です。実質賃金は21ヵ月連続マイナス、年金も実質0.5%のマイナスです。社会保障費の自然増は1,400億円抑制し、異次元の少子化対策も子育て負担を国民と子どもたちに押し付ける、物価高騰も無為無策で暮らしを守れぬ予算案です。鞍手町の新年度予算案は、基本的に政府の予算案に追随するものです。来年度からは、後期高齢者医療に加え、介護保険料も引き上げられます。統合小学校建設費も通常の一般会計予算を超えるものを一般会計に盛り込み、議会に慎重審議・集中審議をさせず、議会をないがしろにしていると思います。高すぎる国保税の引き下げや町独自の介護保険料・利用料の減免制度、学校や公共施設のトイレに生理用品を置くなど、町民生活と子育て、中小業者を応援する予算に組み替えることを求めて反対討論とします。

（2番 田中二三輝君、挙手して発言を求める）

○2番（田中二三輝君）

議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算に対し、賛成の立場で討論に参加いたします。本予算には、低所得者に向けた給付金やAIを利用した新たな公共交通の導入や橋梁の改修及び町道の舗装改修など生活に直結する予算が計上され、また「こども家

庭センター」の新設など、子育て支援の拡充につながる多くの予算項目が計上されている。更に、新庁舎に関しては、当初予定されていた令和3年の開庁計画が諸事情により、本年10月末の完成に向け工事が安全に順調に進んでおり、令和7年1月開庁を目指した移転に関する予算も計上されるなど重要な事業計画となっている。一方、統合小学校の継続費に関しては、高額な建設費となっていることから、附帯意見を付している。この附帯意見は法的な拘束力を有していないことは十分承知しているが、その内容を真摯に受け止め予算執行することを期待し賛成討論とする。以上。

○議長（的野信之君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります

これから採決を行います。議案第13号 令和6年度鞍手町一般会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第13号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第13 議案第14号から日程第17 議案第18号までの5件を一括して議題とします。本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。

（13番 篠原哲哉君、挙手して発言を求める）

○13番（篠原哲哉君）

議案第14号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算

議案第15号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算

議案第16号 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算

議案第17号 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算

議案第18号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営費特別会計予算

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

○議長（的野信之君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第14号について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第15号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第16号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第17号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第18号について、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第14号について、討論はありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川亮君)

議案第14号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算に対し、反対討論を行います。昨年10月から始まったインボイス制度で、中小業者は大変な状況に追い込まれています。物価高騰が止まらない中、高すぎる国保税を引き下げてほしいという願いは切実です。国は、国庫負担割合の引き上げや低所得者層に対する保険料負担軽減策の拡充を行うべきです。未就学児の均等割が5割軽減されるようになりましたが、生まれたばかりの子どもにまで国保税をかけている状況は変わっていません。子どもの均等割を無くし、国に対し抜本的な追加の公費投入を求めていくことを申し上げて反対討論とします。

#### ○議長(的野信之君)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

これで討論を終わります

次に議案第15号について、討論はありませんか。

(4番 宇田川亮君、挙手して発言を求める)

#### ○4番(宇田川亮君)

議案第15号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算に対し、反対討論を行います。令和6年度より、保険料の見直しが行われました。岡崎町長は、広域連合議員ではありませんが、高齢者を苦しめる保険料の値上げに対し、何にも声を上げず、何でも言いなりの行政を行っています。大幅な保険料の値上げの議案には反対します。

○議長（的野信之君）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります

次に議案第16号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第17号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第18号について、討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第14号 令和6年度鞍手町国民健康保険事業特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第14号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号 令和6年度鞍手町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第15号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和6年度鞍手町住宅新築資金等特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第16号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和6年度鞍手町かんがい施設維持管理運営費特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第17号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和6年度鞍手町谷山池パイプライン水利施設維持管理運営

費特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第18号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。日程第18 議案第19号から日程第21 議案第22号までの4件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので総務文教委員長の審査報告を求めます。

(6番 新谷留晴君、挙手して発言を求める)

#### ○6番(新谷留晴君)

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第19号 令和6年度地方独立行政法人くらて病院貸付金等特別会計予算

議案第20号 令和6年度鞍手町水道事業会計予算

議案第21号 令和6年度鞍手町下水道事業会計予算

本委員会は、3月13日に付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長(的野信之君)

これから委員長報告に対する質疑を行います。議案第19号について質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第20号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第21号について、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。議案第19号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第19号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第20号について、討論はありますか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第21号について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第19号 令和6年度地方独立行政法人くらはて病院貸付金等特別会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第19号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和6年度鞍手町水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第20号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号 令和6年度鞍手町下水道事業会計予算を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第21号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号 公民館大規模改修事業鞍手町中央公民館内部改修工事請負契約の締結を採決します。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(「挙手」多数あり)

挙手多数です。よって議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

次に進みます。

日程第22 議案第23号を議題とします。追加議案となりますので、タブレット端末機の更新をお願いします。

提案理由の説明を求めます。

(町長 岡崎邦博君、挙手して発言を求める)

#### ○町長（岡崎邦博君）

日程第22 議案第23号につきまして、提案説明を申し上げます。日程第22 議案第23号は、副町長の選任であります。現副町長であります浅野彩氏が令和6年3月31日をもって退職され、福岡県へ復職されることとなり、後任の副町長として、福岡県より派遣していただいく折尾敬敏氏を令和6年4月1日付で新たに選任い



たしたく、議会の同意を求めるものであります。なお、折尾敬敏氏の略歴につきましては、略歴書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上が、日程第22 議案第23号の提案説明であります。ご審議の上、ご協賛のほど、よろしくお願いいたします。

#### ○議長（的野信之君）

これから質疑を行います。議案第23号について質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第23号は、会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって議案第23号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。議案第23号について、討論はありますか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。議案第23号 副町長の選任を採決します。本案について、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

（「挙手」多数あり）

挙手多数です。よって議案第23号は同意することに決定しました。ここでしばらく休憩します。

— 休憩 13時42分 —

～～～（新副町長 折尾氏の紹介と本人挨拶）～～～

— 再開 13時46分 —

会議を再開します。日程第23 閉会中の継続事件を議題とします。各委員長から目下審査する事件について、会議規則第74条の規定に基づき、お手元のタブレット端末機に送信しているとおりの、閉会中の継続審査の申出がっております。

お諮りします。各委員長の申出のとおり継続審査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって委員長から申し出のとおり継続審査することに決定しました。ここでしばらく休憩します。

— 休憩 13時47分 —

～～～（現副町長 浅野氏より挨拶及び花束贈呈）～～～

— 再開 13時51分 —

会議を再開します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって令和6年第2回定例会を閉会します。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

— 閉会 13時51分 —

地方自治法第123条の第2項の規定により、ここに署名する。

議長           的野信之          

議員           西藤典子          

議員           篠原哲哉